

災害から「地域を守る」建設業

令和7年6月25日午前7時前、大雨の影響で長崎市相川町の国道では、道路脇の斜面が崩れて土砂が道路に流れ込み、およそ100mの区間が全面通行止めになりましたが、関係者の努力で、翌26日朝5時30分には片側交互通行が確保されました。あまり知られることのない災害復旧の実情についてレポートします。

前日までの雨

現場は国道202号沿いの中尾バス停付近で、長崎市見地区ふれあいセンター前のバス停から欽川方面に約200mの場所。道路のそばまで急斜面が迫っている。

23日から24日にかけて、最大時間雨量32mm、最大24時間雨量105mmの大雨が降った。よくバケツをひっくり返したような雨と形容される激しい雨である。また6月8日～6月16日の9日間で、累積248mmの先行降雨があり、地盤が不安定になっていたようだ。



通報

当日午前7時前、車で通りかかった人から「土砂崩れで道路が通れない」と警察に通報があった。

浦上警察署から午前7時頃に長崎振興局道路維持課に電話連絡が入った。非常時にその区域を担当すること

になっている(有)岩尾建業にすぐ連絡をし、岩尾建業の社長と従業員3名が現場に向かった。長崎振興局道路維持課の職員2名も現場に向かって事務所を出発した。

現場到着

岩尾建業は7時10分過ぎには現場到着。斜面崩壊の延長は約20mにわたり、土砂・倒木が中央線までかかった状態で、すでに警察官が全面通行止めを行っていた。

長崎振興局では二次災害の危険も考慮し、7時17分に道路管理者として正式に全面通行止めを実施した。



作業工程打合せ

8時頃に長崎振興局職員も到着。今後の作業工程を打合せし、交通量が多い場所であるため、応急復旧で翌日朝からの全面通行止めの解除を目指すこととした。

岩尾建業は警備員の手配、土砂等の撤去のための大型重機、大型ダンプの手配に着手した。

また、撤去した土砂の仮置き場が必要なため、長崎振興局の職員は式見漁港の野積場の使用を考え、管理している長崎港湾漁港事務所と調整を図った。

落石や土砂崩れによる二次被害を防ぐため、大型土のうの確保も急ぐこととし、道路建設工事で使っていた大型土のうで流用可能なものがちょうど長崎市江川町にあることがわかったので、岩尾建業の従業員は運び出すために江川町へ向かった。

撤去作業

重機、ダンプの手配ができ、9時頃から岩尾建業が土砂の撤去作業に着手した。

「斜面からまだ土砂がバラバラと落ちていて二次災害の危険を感じましたね。だから、従業員は重機には乗せず、自分が乗って操作しました」と岩尾社長。従業員を危険にさらすことに抵抗があったとのこと。

10時過ぎには岩尾建業が手配した警備員が到着。朝から交通の整理にあたっていた警察官と交代した。

12時には土砂等の撤去をほぼ完了。

その後、土のうが到着し、道路と斜面の境に沿って積み上げ作業を始め、土のうを積み終わったのは夕方5時頃になっていた。



地質調査

災害支援協定に基づいて、午前中に(一社)長崎県地質調査業協会に支援要請を行っていたところ、県北地区から(株)アサヒコンサルと西海地研(株)の職員が14時前に到着した。



斜面崩壊の原因を探るため、崖の上って地質や崩壊断面などを調査。結果は、地質は泥質片岩で、薄く板状に割れやすい性質があり、直接の原因としては、斜面上方からの地表水などで岩盤の弱いところが剥離し、割れ目にそって分離・ブロック化し崩壊に至ったのではないかと、との分析だった。

斜面には大きな亀裂が確認できたので、二次災害を避けるためにも、雨水の浸透防止措置としてブルーシートを設置する必要性があった。(※6月30日に設置工事を実施。)

1車線を確保



次に、1車線を確保する工事に掛かった。(株)星野組に連絡。歩道の一部撤去し、土のうの積上げを追い

けるようにして、路盤工事、アスファルト舗装工事を急いだ。すべての作業が完了したのは夜の10時頃であった。



通行の再開

翌26日は強い雨が降ることもなく、予定どおり朝5時30分に通行を再開し、地域のみなさんの期待に応えることができました。



話をしてくれた人



有限会社 岩尾建業
代表取締役 岩尾 敏樹 さん

災害対応は時間との勝負。段取りをしっかりとすることが一番大切です。それと従業員の安全の確保です。



入庁9年目
趣味は野球、ソフトボール

長崎振興局建設部道路維持課
技師 山口 真吾 さん

道路への倒木や落下物が発見された場合、すぐに撤去しないと事故につながります。平日は県の道路パトロール員が対応しますが、休日の場合は地元の建設業者の方に連絡して迅速に動いてもらっています。とても安心で助かっています。

新たに日本測量調査技術協会と「大規模災害発生時における空中写真撮影等に関する協定」を6月17日に締結しました。

令和6年1月の能登半島地震では、道路があちこちで寸断され、半島奥は被害を地上から調査するのが非常に難しかったということです。長崎県も半島が多く、大規模災害が発生したときに、地上からの被害状況の確認が非常に困難となる可能性があります。

そこで、今回、高精度な測量技術を持つ会社や航空機を所有する会社など全国で131の会社が加盟している公益財団法人日本測量調査技術協会と協定を結び、道路の寸断などの被害状況を空中から撮影するなど、迅速な支援活動につなげることができるようになりました。



(能登半島地震では、翌日には空中写真を撮影し、被害状況の把握などに貢献されたとのこと。)



「大規模災害発生時における支援活動」とは

長崎県では、大規模災害等発生時に、迅速かつ確かな応急対策により地域住民の安全・安心を確保するため、長崎県建設業協会をはじめとする19団体(のべ53協定)[R7.3.31現在]

と「大規模災害発生時における支援活動に関する協定」を締結しています。これにより、災害時には地域の建設業者が「地域の守り手」として支援活動を行っていただいています。

今回の災害で、(一社)長崎県地質調査業協会の会員企業が現場に向かったのもこの協定によるものです。